

## 自殺対策の取組状況について

### 1 市町村自殺対策計画の進捗状況について

- 平成28年の自殺対策基本法の改正により、市町村にも自殺対策計画の策定が法に位置づけられたところ。

市町村自殺対策計画策定の推進のため、道では、平成30年6月に道内の市町村長を対象とした北海道地域自殺対策トップセミナーを帯広市で開催したほか、道立保健所及び精神保健福祉センター（地域自殺対策推進センター）が市町村支援として、直接支援や意見交換会の開催、先行する他市町村の取組や地域自殺実態プロフィールの情報提供など様々な方法で支援。

- 平成31年2月末時点の策定状況は次のとおり（道内179市町村中）。

策定済み	平成31年3月末予定	平成31年度以降
30	106	43

なお、国においては、都道府県は平成29年度まで、市町村は平成30年度までに自殺対策計画を策定するよう指示してきたが、平成30年度は、各地で災害などが多発したことを受け、遅くとも平成31年度までに自殺対策計画の策定をするようにとの通知を发出（平成30年12月7日事務連絡）。

### 2 自殺総合対策モデル事業について

- 道では、第3期北海道自殺対策行動計画の重点施策の1つとして、地域ごとの格差を是正するための対策を推進することとしている。

- この取組として、道内の医療機関や相談支援機関等、社会資源が乏しい地域において、「自殺対策のための戦略研究・複合的自殺対策プログラムの自殺企図予防効果に関する地域介入研究（通称：NOCOMIT-J）」の成果等に基づく複合的・総合的自殺対策を試行的に実施し、その成果の他地域への普及促進を図ることとした。

- 本事業は、北海道が実施主体として「北海道自殺対策推進アドバイザー」である札幌医科大学医学部神経精神医学講座の河西教授の助言のもと、道立精神保健福祉センターの技術支援および札幌医科大学神経精神医学講座の協力により実施する自殺予防対策で、社会の多領域が複合的・多元的な連携によるネットワークを構築し、行政と地域住民相互の人と人とのつながりを増強するとともに、自殺の一次、二次、三次予防と精神疾患へのアプローチ、職域へのアプローチを軸とした包括的な自殺対策を行うもの。別海町をモデル地域に選定している。

※平成31年度から開始。